

# 聞こえますか？未来の声が..... 見えて来ますか？みんなの笑顔

## 鎌倉市は「健やかで心豊かに暮らせるまち」

～健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざしています～

### 少子高齢化が進んでいます

鎌倉市の65歳以上の人口割合（高齢化率）は約23%（平成15年3月）に達し、平成19年には25%を超えることが予想され超高齢社会を迎えようとしています。

また、出生数の減少とともに合計特殊出生率も全国や神奈川県の数値を下回る「0.96人」と少子化も進行しています。

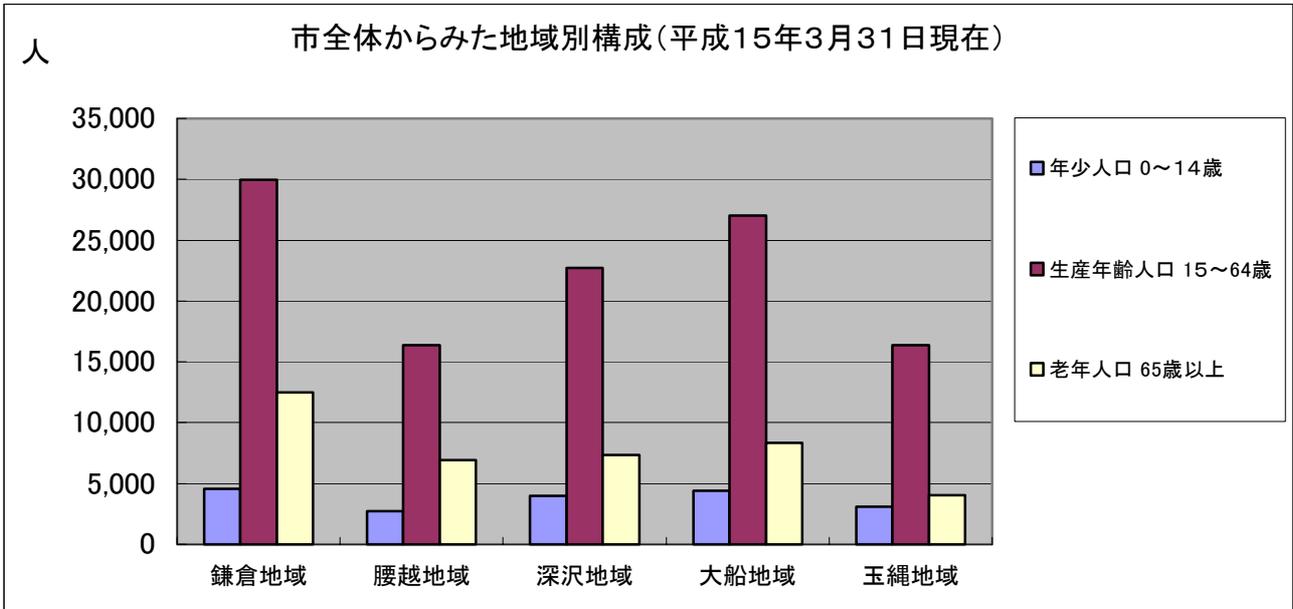
【合計特殊出生率】...15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数。

### 地域別年齢別の人口構成と構成比

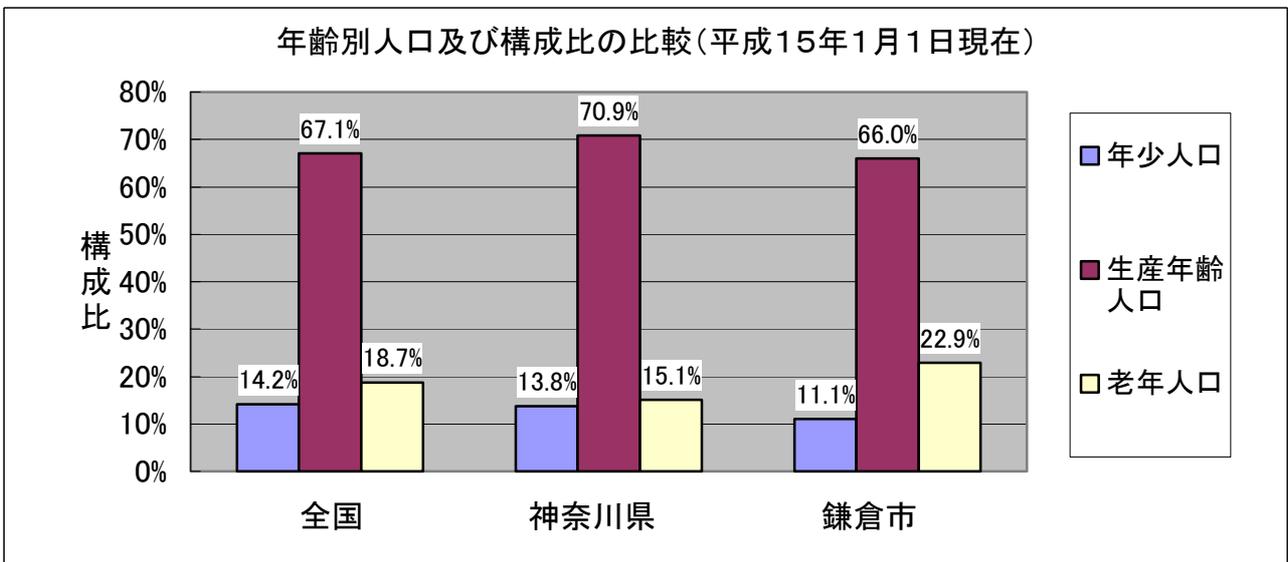
15年3月31日現在 単位人

対象	年少人口	生産年齢人口	老年人口	前期	後期	合計
年齢区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	65～74歳	75歳以上	全市構成
鎌倉地域	4,579	29,954	12,490	6,614	5,876	47,023
地域構成	9.7%	63.7%	26.6%	14.1%	12.5%	27.6%
腰越地域	2,734	16,377	6,926	4,028	2,898	26,037
地域構成	10.5%	62.9%	26.6%	15.5%	11.1%	15.3%
深沢地域	3,993	22,707	7,366	4,509	2,857	34,066
地域構成	11.7%	66.7%	21.6%	13.2%	8.4%	20.0%
大船地域	4,390	27,004	8,359	4,874	3,485	39,753
地域構成	11.0%	67.9%	21.0%	12.3%	8.8%	23.3%
玉縄地域	3,119	16,360	4,024	2,500	1,524	23,503
地域構成	13.3%	69.6%	17.1%	10.6%	6.5%	13.8%
市全体	18,815	112,402	39,165	22,525	16,640	170,382
	11.0%	66.0%	23.0%	13.2%	9.8%	

【住民基本台帳より】



【住民基本台帳より】



【神奈川県年齢別人口統計調査結果より】

合計特殊出生率の年次推移

	鎌倉市	神奈川県	全国
平成 2 年	1.16	1.45	1.54
平成 5 年	1.09	1.35	1.46
平成 10 年	1	1.3	1.38
平成 13 年	0.96	1.23	1.33

共に生き、支え合う地域づくりが求められています

少子高齢化や核家族化が進む中、誰もが住み慣れた地域で、安心して毎日の生活を送りたいと考えています。このため、同じ地域で暮らす人同士が共に支え合い、助け合いながら私たち一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域づくり、仕組みづくりを皆さんとの協働で取り組んでいきます。そこで、地域福祉の推進目標や行動計画を地域福祉計画の骨子案としてまとめました。

# 地域福祉計画の骨子案

## 1 計画の目的

少子高齢化が進んだ鎌倉市において、誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して豊かな生活を送るために、地域福祉の推進の主役である市民、社会福祉の事業経営者、社会福祉活動を行う方々の地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

## 2 計画の位置付けと期間

鎌倉市の将来都市像（第3次鎌倉市総合計画基本構想）を実現するために、保健福祉分野の計画である「鎌倉市健康福祉プラン」では、「健やかで心豊かに暮らせるまち」を将来目標として掲げています。地域福祉計画は、同プランの目標を踏まえ『共に生き、支え合う地域づくり』を基本理念とし、5年間の計画期間とします。

また、地域福祉計画は平成18年度から改定を予定している鎌倉市健康福祉プランに位置付けます。

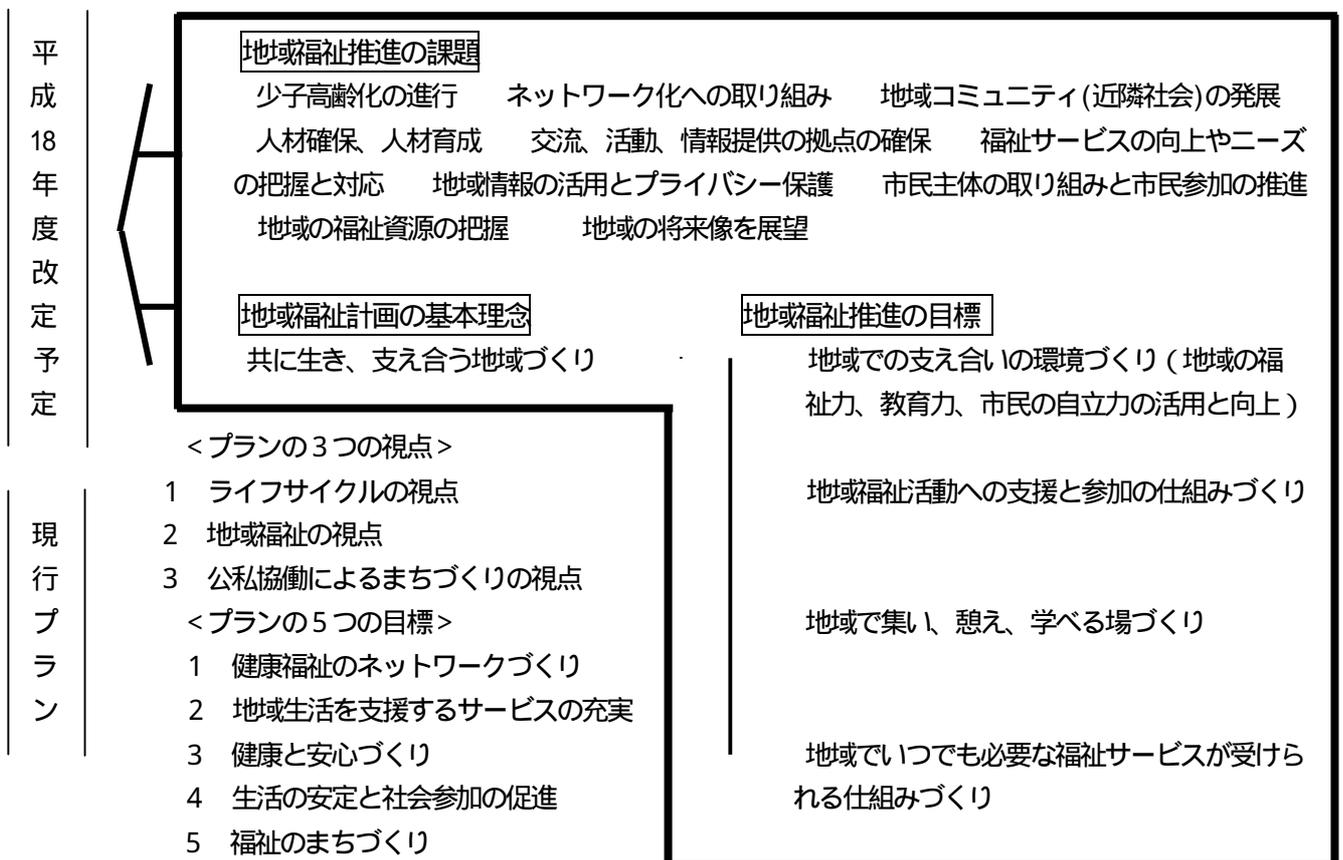
【鎌倉市健康福祉プラン】…第3次鎌倉市総合計画の構成と期間を連動させ保健・医療・福祉分野をはじめ、住まいやまちづくりなどの関連分野も含めて策定しています。

「基本構想」（平成8年度～37年度）、「基本計画」（平成8年度～17年度）、「推進計画」（平成13年度～17年度）の構成となっています。

## 地域福祉計画体系図

総合計画（将来都市像） 古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

健康福祉プラン（将来目標） 健やかで心豊かに暮らせるまち



## 地域福祉を推進していくためには多くの課題があります

懇談会やアンケート調査、団体ヒアリングで市民の皆さんからの課題を整理しました。

### 1 少子高齢化の進行

家族が担ってきた高齢者の見守り、子育て支援を地域でいかに担うかが課題となっています。

### 2 ネットワーク化への取り組み

自治町内会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会、市などの連携の強化が求められています。

#### 【NPO法人】

平成10年(1998年)12月1日から施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した社会に貢献する活動を行う民間非営利団体(Non-Profit Organization)

### 3 地域のコミュニティ(近隣社会)の発展

仕事を持っている人や若年層の地域への関心が低いこと、プライバシーの問題などが課題となっています。

### 4 人材確保、人材育成

次世代を担う多くの市民が地域福祉の推進に参加できるシステム、地域の核となる人材の育成が課題となっています。

### 5 交流、活動、情報提供の拠点の確保

市民が地域の身近な場所で集える交流の場づくりが求められています。

### 6 福祉サービスの向上やニーズの把握と対応

公的サービスにとどまらず、地域社会での助け合いとの連携による福祉サービスの質的、量的な向上が望まれています。また、地域での交流による新たなニーズの把握と対応が課題となっています。

### 7 地域情報の活用とプライバシー保護

地域福祉の推進にあたり地域での福祉活動を活発化し、市民同士の交流を促進するためには、個人情報把握することが必要です。ただし、プライバシーの保護に配慮することが必要です。

### 8 市民主体の取り組みと市民参加の推進

世代間交流や教育の問題も含め地域で生活する市民の視点で多角的に課題やニーズを把握し、解決策を市民自らが検討する仕組みづくりが必要です。(「市民自らが取り組むことは何か」、「行政が支援することは何か」など)

また、地域福祉に関する活動への市民参加のきっかけづくりが課題となっています。

### 9 地域の福祉資源の把握と活用

地域福祉の担い手や活用できる施設などを把握することが課題となっています。

### 10 地域の将来像を展望

市民が生活する地域の将来像を自ら描く地域づくりが必要です。

## 基本理念を定めました

**地域福祉の推進をめざし「共に生き、支え合う地域づくり」を基本理念とします**

## 地域福祉を推進していくための目標と行動計画を整理しました

市民、民生委員児童委員、自治町内会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会、市などが連携を図りながらそれぞれの立場で具体的に推進していく目標と行動計画を提案します。

この計画は、平成16年度からおおむね5年間を目途に実施する内容を掲げています。

### **目標： 地域での支え合いの環境づくり(地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上)**

地域で生活する市民が中心となって、地域の福祉力、教育力、市民の自立力を活用しながら地域の総合力を高め、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会、市などと総合的、効率的に連携した地域づくりをめざします。

特に、地域での支え合いの中で、高齢者の見守りや子どもを安心して産み育てられる環境づくりをめざします。

#### **1 民生委員児童委員活動をさらに充実します。**

地域福祉の中心的な活動を推進するために、市社会福祉協議会、市を通じ各種の情報提供の充実を図るとともに各種情報の理解を深めていきます。また、地域の各種団体との連携について取り組んでいきます。

#### **2 新しい「向こう三軒両隣」の関係を築いていきます。**

子育てや心身の障害への不安、困ったときの相談、防犯や災害対策への対応など、地域や市民一人ひとりが出来ることに取り組んでいきます。

自治町内会など地域の団体へ「福祉担当部門」を設置するなどの地域福祉への継続的な取り組みを推奨していきます。

#### **3 地域での世代間交流を推進します。**

地域でお互いが理解し合いながら生活するためには、子どもから高齢者、障害者などが地域の身近な場所で、交流を深めることが大切です。あらゆる世代が進んで交流に参加できるよう努めます。

#### **4 地域での福祉教育を推進します。**

将来にわたり地域の担い手となる子どもたちを中心に、少子高齢社会への長期的な取り組みとして、地域の家庭を体験場所とする福祉教育を市社会福祉協議会、学校、地域、家庭が協力連携して実施します。

#### **5 (仮称)地域福祉推進委員会を創設します。**

自治町内会や地区社会福祉協議会、地域のグループが中心となって、気軽な近所づきあいや心配ごとの相談を受ける地域の自主的な組織を設置していきます。

また、民生委員児童委員協議会や生涯学習推進委員会などの地域と関わりがある各種推進委員会との連携を図りながら地域づくりを進めていきます。

#### **6 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。**

人権を尊重した行政施策を推進するための基本理念、人権分野の基本的な方向を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定し、推進体制の整備、人権教育・啓発・研修などの推進を図ります。

## **目標： 地域福祉活動への支援と参加の仕組みづくり**

地域福祉活動への支援（情報、知識、技術の習得、人材の確保、活動拠点の確保）の充実が図られ、活動へ参加しやすい仕組みが提供される地域づくりをめざします。

### **1 市社会福祉協議会の「ボランティアセンター」機能を強化します。**

地域福祉活動の中心的な組織として調整機能の強化や市民ニーズの把握など総合的な体制整備に取り組みます。また、地域でのボランティア活動への支援や「生涯学習」、「市民活動」など既存の市民組織との連携も図っていきます。

### **2 当事者団体への支援を充実します。**

障害者や子育て、痴呆高齢者の団体やグループの活動は、活動の場や必要な情報が不足しています。団体が地域で担える活動に取り組めるよう、市社会福祉協議会、市、地域が一体となって支援を進めます。

### **3 先駆的な取り組みへの顕彰・支援助成制度を創設します。**

福祉関連団体への支援にあたっては、一律的な補助や助成ではなく、市民が主体となった提案型の地域福祉活動に対して支援を行っていきます。併せて優れた人材の発掘と育成に取り組んでいきます。

### **4 地域の特性を生かした互助制度を支援します。**

「地域通貨」、「エコマネー」など地域で手助けをしてほしい人、手伝いをする人が互いに助け合う新しい仕組みづくりを支援します。

#### **【地域通貨】**

特定の地域のコミュニティ内だけで利用できるお金のことで、国家通貨（円）とは異なる。物やサービスの取引を仲立ちする仕組み。

#### **【エコマネー】**

地域社会で環境、福祉、コミュニティ、教育など、貨幣で表しにくい価値をコミュニティのメンバー相互の交流により多様な形で伝える手段。

## **目標： 地域で集い、憩え、学べる場づくり**

身近な地域に市民が集い憩える場や生涯学習、地域福祉活動の機会が提供される地域づくりをめざします。

### **1 既存の福祉関連施設や学校施設の活用に取り組みます。**

- (1) 地域の福祉関連施設や学校施設などが、施設の特徴を踏まえたコミュニティの場として展開できるよう学校や関係機関と協議します。

#### **【取り組み案】**

- ・ 深沢小学校余裕教室の活用  
少子高齢化対策や市民のニーズに合わせた高齢者福祉施設、児童福祉施設などの福祉目的への活用
  - ・ 学校施設などを活用した地域が主体となった世代間交流事業や自治町内会の福祉活動
  - ・ 老人センターや子ども会館などを活用した地域交流事業
- (2) 地域福祉活動と学校教育との連携については、「地域に開かれた学校」の視点から教育委員会、学校と十分に話し合いを行います。また、「福祉教育懇談会」の充実などを通じて推進していきます。

## 2 新たな施設整備では「地域の交流の場づくり」を推進します。

新たな施設計画や既存施設の改修にあたっては、地域の交流の場を確保するため「地域福祉推進の施設整備方針」を提案し、実現に向け取り組んでいきます。

また、地域の自主的なまちづくりの計画の策定にあたっては、「地域福祉推進」の目標に沿った取り組みについて理解を求めていきます。

- 【取り組み案】
- ・ 深沢保育園の改築
  - ・ 地域開放型生涯学習スペースとの共有

## 3 民家や空家を活用した交流の場づくりを推進します。

地域の協力を得ながら住宅街や商店街などで気軽に集える場を確保する仕組みを提案します。

## 4 各種団体の学習交流会や（仮称）地域福祉セミナーを開催します。

地域が抱えている課題を解決するために、市民、自治町内会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会が同じテーブルで議論をしながら解決策を学習、研究していく機会を提供していきます。

## 目標： 地域でいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉サービスの仕組みが提供される地域づくりをめざします。

### 1 市社会福祉協議会の「情報収集・提供機能」及び「相談援助機能」を充実・強化します。

市と市社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の視点に立った市社会福祉協議会の情報収集、情報提供機能と相談援助機能を充実します。

### 2 地域福祉懇談会を開催します。

計画に掲げた事業を推進するために、平成14年度、15年度に開催された地域福祉懇談会を定期的開催します。運営も地域の主催により市民同士の意見交換を通じ地域福祉の課題解決をめざします。

### 3 社会福祉法人、NPO法人、ワーカーズ・コレクティブとの連携を推進します。

市から社会福祉法人、NPO法人に各種の事業を委託しています。また、団体独自の活動も活発化しています。これら団体等は市が実施しているサービスにとどまらず、市民が求めているきめ細かな福祉サービスの提供も行っています。市と各種団体が連携し、新たなニーズの発掘やサービスの質の向上を図ります。

#### 【ワーカーズ・コレクティブ】

労働者が共同出資して自主管理する事業体。地域社会の中で地域に必要な事業に全員が出資し、経営に責任をもち労働を担っていく組織。

### 4 （仮称）福祉政策専門委員会を設置します。

地域福祉は福祉分野を横断し、地域の立場に立った総合的、専門的な取り組みが必要です。また、福祉の範囲にとどまらず、地域の特性に合ったコミュニティの創造をめざすため、学校教育、生涯学習、商業振興などとの連携も重要です。地域の総合的な福祉施策を検討するため、市に各分野の専門家で構成する福祉政策専門委員会を設置します。

## 5 利用者本位の福祉サービス提供の仕組みづくりを進めます。

保健・医療サービスとの連携や従来の在宅福祉サービス、介護保険事業制度の枠にとどまらないインフォーマルサービスを組み込んだ福祉サービスの提供をめざします。

特に、社会福祉の事業経営者、NPO法人、ボランティア団体等によるシステムの開発を支援します。

### 【インフォーマルサービス】

一定の規模の組織（グループ）により継続的に提供されているサービスで、市民の自発性に基つき、営利（利益の分配）を目的とせずに行われる、生活上の幅広いニーズに対応するサービス。

## 地域では多くの市民や事業者が福祉活動や学習活動を行っています

特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター利用登録団体数 253団体（平成15年4月）

【問い合わせ先：NPOセンター鎌倉、市役所市民活動課】

鎌倉市学習施設利用登録団体数 5,255団体（平成15年6月）

【問い合わせ先：鎌倉生涯学習センター】

鎌倉市社会福祉協議会一般会員（団体）数 72団体（平成15年4月）

[地区社会福祉協議会、自治町内連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、地区保護司会及び社会福祉に関する法人・団体、社会福祉を目的とする法人・団体、商工関係団体]

【問い合わせ先：鎌倉市社会福祉協議会】

鎌倉市内介護保険サービス事業者数 122事業者（平成15年7月）

【問い合わせ先：特定非営利法人かまくら地域介護支援機構、市役所介護保険課】

自治町内会数 179団体（平成15年4月）

[鎌倉地域57団体、腰越地域21団体、深沢地域38団体、大船地域31団体、玉縄地域32団体]

【問い合わせ先：市役所市民活動課】

民生委員児童委員数 215人（平成15年5月）

【問い合わせ先：市役所福祉政策課】

老人クラブ数と構成員 103クラブ、4,598人（平成15年6月）

【問い合わせ先：市役所高齢者福祉課】

その他、鎌倉市生涯学習推進委員、鎌倉市青少年指導員、鎌倉市体育指導員など各分野で多くの市民が活動されています。

登録団体数は重複登録を含みます。

## ❀ ~ 意見を募集しています ~ ❀

地域福祉計画の骨子案について、市民の皆さんや福祉活動を担っている方、福祉事業者の方々からご意見を募集いたします。

<意見の応募方法> ㊦

封書、ファックス、Eメールで鎌倉市役所福祉政策課へ

➡ 郵 送 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

➡ ファクス 0467-23-7505

➡ メール Eメール fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp

<問い合わせ>

➡ 電 話 福祉政策課 23-3000 内線2561